

福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助金  
交付申請の手引き

初版:令和4年7月1日

■「断熱改修費補助事業」に関するお問い合わせ

福岡県 建築都市部 住宅計画課 住環境整備係

福岡市博多区東公園7-7(県庁7階 南棟)

TEL : 092-643-3734

FAX : 092-643-3737

mail : [jukankyo@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:jukankyo@pref.fukuoka.lg.jp)

※ お問い合わせは、メール又は FAX をお願いします。

福岡県

## 「福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助金交付申請の手引き」

福岡県では、脱炭素社会の実現に向けて既存住宅の省エネルギー化を促進するため、既存戸建て住宅の断熱性能を向上させる改修工事等に要する経費の一部を補助します。

この手引きは、「福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助金交付要綱」（以下「要綱」といいます。）に基づき実施する補助金交付の手続き等について、まとめたものです。

◇事業期間は、令和4年度までの予定です。

### 目 次

1	補助制度の概要	3
2	補助金受付申請から交付までの流れ	9
3	申請書類等の確認表・チェックシート	16
4	他の支援制度	30
5	住宅リフォームの減税制度	31
6	問い合わせ窓口	31

※ 「要綱」「様式」は、次のホームページに掲載されています。

福岡県 HP

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/dannetu-hojo.html>

県簡易申請システム HP

現在準備中。

## 1 補助制度の概要

### ① 事業概要

省エネ効果（15%以上）が見込まれる改修率を満たす、高性能建材（断熱材、窓・ガラス+玄関ドア）を用いた既存戸建て住宅の断熱リフォーム工事と断熱リフォーム工事に併せて行う高効率省エネ設備機器の購入・設置に要する経費の一部を補助します。

### ② 補助対象住宅

- 福岡県内に存する既存戸建て住宅かつ専用住宅であること。  
店舗、事務所との併用は不可とします。
- 耐震性<sup>※1</sup>を有するものであること。  
補助事業の完了までに、耐震性を有する改修工事が施工完了となるものも含まれます。
- 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない既存住宅であること。  
同一建物について、複数回の交付は行いません。

#### ※1 耐震性

新耐震基準（昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準をいう。）に適合し、又は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」（平成18年国土交通省告示第185号）に適合していることをいう。

### ③ 補助対象者

#### (1) 自らが常時居住するために住宅を所有する個人

申請者自身が常時居住する住宅であること（住民票の写しに示す人物と同一であること）。  
また、申請時に申請者自身が所有している住宅であること。

#### (2) 自らが常時居住するために住宅を改修し当該住宅を所有しようとする個人

交付申請時に居住しておらず、改修後に居住予定の場合は、完了実績報告書提出時に当該住宅に居住していることが確認できる、住民票の写しを提出することを条件に申請を認めます。  
また、交付申請時に所有しておらず、申請後に所有予定の場合は、完了実績報告書提出時に当該住宅を所有していることが確認できる、登記事項証明書の写しを提出することを条件に申請を認めます。

なお、以下に該当する方は、補助の対象外です。（交付申請受付後、該当・非該当の確認のため、福岡県警察本部に照会を行います。）

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

④補助対象工事の要件等

(1) 補助対象工事の要件

表ア 補助対象工事要件整理表

<p>1-1 改修する居室等と部位<sup>※1</sup></p>	<p>a 改修する部位は、下表イ「エネルギー計算結果早見表」の組合せ番号から選択し、地域区分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく建築物エネルギー消費性能基準における地域の区分）ごとの最低改修率（延べ床面積における補助対象床面積の合計に占める割合のうち最低限の割合）の要件を満たして下さい。ただし、個別計算を要する場合は下表ウの要件を適用することとします。</p> <p>b 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修して下さい。<u>居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても補助対象となりません。</u></p> <p>c 導入する断熱材・窓及びガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（住宅の外気に接する部分）全てに設置・施工して下さい。</p> <p>d 玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓及びガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としても差し支えありません。</p> <p>e 断熱材・窓及びガラスを改修する場合は、原則、外皮部分のみ補助対象とします。</p>								
<p>1-2 断熱材について<sup>※1</sup></p>	<p>a 断熱材は、次表の熱抵抗値（R値）を満たして下さい（重ね貼りも可）。</p> <table border="1" data-bbox="475 1070 1350 1220"> <thead> <tr> <th>施工する部位</th> <th>天井</th> <th>外壁</th> <th>床</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱抵抗値（R値） (<math>m^2 \cdot K/W</math>)</td> <td>2.7以上</td> <td>2.7以上</td> <td>2.2以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 熱伝導率（λ値）が0.042（W/m・K）以上の断熱材（P.8「ウ 基準単価」におけるグレードがD4のもの）は、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみを対象とします。</p> <p>c 天井改修においては、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井、及び外気に接する天井の全てを改修すること。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修しなくても差し支えありません（困難な部分と認められる部分は外気に接する天井面積の15%まで）。</p> <p>d 床改修において、改修する居室等に浴室及び玄関等を含む場合でも、土間床は改修しなくても差し支えありません。</p> <p>e 吹込み、吹付け製品を施工する場合、施工を行う事業者は、補助対象製品ごとに登録された指定施工業者として下さい。</p>	施工する部位	天井	外壁	床	熱抵抗値（R値） ( $m^2 \cdot K/W$ )	2.7以上	2.7以上	2.2以上
施工する部位	天井	外壁	床						
熱抵抗値（R値） ( $m^2 \cdot K/W$ )	2.7以上	2.7以上	2.2以上						
<p>1-3 窓・ガラスの改修について<sup>※1</sup></p>	<p>a 窓の改修工法は、カバー工法窓取付・外窓交換・内窓取付とします。</p> <p>b ガラスの改修工法は、ガラス交換とする。なお、ガラス交換においては、熱貫流率（U<sub>g</sub>値）1.5（W/m<sup>2</sup>・K）以下の製品（グレードがG1のもの）に限り補助対象とします。</p> <p>c 換気小窓、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象としても差し支えありません。</p>								

	d 窓及びガラスを改修対象部位とした場合も、テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としません。ただし、ガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品を用いてドア交換を行う場合は補助対象としても差し支えありません。
1-4 玄関の改修について	a 玄関ドアと一体でない窓・ガラスは必ず改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としても差し支えありません。 b 玄関ドアを改修する場合は次の①、②のいずれかを満たす場合に限ります。 ①熱貫流率が4.65 (W/m <sup>2</sup> ·K) 以下であること ②戸と枠の組み合わせが下表工のとおりであること※2

※1 上記1-1～1-3については、要件を適用せずに個別エネルギー計算を行い申請すること(以下「個別計算」という)も可とします。

※2 熱貫流率を示すことができない場合は、表の戸と枠の組み合わせの製品とします。

表イ エネルギー計算結果早見表

断熱部位数	組合せ番号	天井	外壁	床	窓・ガラス	最低改修率 (%)		
						地域区分		
						5	6	7
4部位	1	天井	外壁	床	窓・ガラス	25	25	25
3部位	2	天井	外壁		窓・ガラス	25	25	25
	3	天井	外壁	床		25	25	25
	4		外壁	床	窓・ガラス	25	25	50
	5	天井		床	窓・ガラス	25	25	25
2部位	6	天井	外壁			25	25	25
	7	天井		床		25	25	25
	8	天井			窓・ガラス	25	25	25
	9		外壁		窓/ガラス	40	40	70
	10		外壁	床		40	40	100
	11			床	窓の改修	40	40	100
1部位	12			床	ガラスの改修	40	40	個別
	13				窓の改修	100	100	個別

表ウ 個別計算における要件

以下のいずれかに該当する場合、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の内、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上見込まれることを証明できる計算書を提出して下さい。

- a 表イ「エネルギー計算結果早見表」の「地域区分」欄「個別」の表示箇所に該当する場合
- b 最低改修率を満たさない場合
- c 基礎断熱改修を行う場合
- d 増改築または減築を行う場合
- e 開口部を増減させる場合（現状壁を窓に変更するなど）

表エ 補助対象となる戸と枠の組み合わせ

戸の仕様 枠の仕様	金属製高断熱 フラッシュ構造		金属製断熱 フラッシュ構造		金属製 フラッシュ構造		金属製 にガム フラッシュ構造		金属製 またはその 他	
	複層 がら	がら なし	複層 がら	がら なし	複層 がら	がら なし	複層 がら	がら なし	複層 がら	がら なし
金属製 熱遮断構造	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
樹脂と金属の 複合材料製	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
金属性または その他	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

(2) 個別計算について

・「P.5 表ウ 個別計算における要件」のとおり、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上見込まれることを証明できる計算書を提出して下さい。

・個別エネルギー計算書

「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」により改修前・改修後の設計一次エネルギー消費量（ $AE_1$ 、 $AE_2$ ）を計算した計算結果票、及びその暖冷房の削減率計算書（自由書式）

$$\text{住戸の一次エネルギー消費量の内、暖冷房エネルギーの削減率(\%)} = \frac{AE_1 - AE_2}{AE_1} \times 100$$

※小数点第2位を四捨五入

(注1) エネルギー計算は、以下によるものとする。

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく「建築物エネルギー消費性能基準（平成28年経済産業省・国土交通省第1号）」【建築物エネルギー消費性能基準】

**※個別計算の場合、事前にご相談下さい。**

**なお、通常の審査に比べて相当の時間を要しますので、十分余裕を持って申請して下さい。**

⑤補助金の額及び補助対象経費の算定基準等

(1)補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の3分の1の額(千円未満切り捨て)又は次表に定める補助金の上限額のいずれか低い方とし、同表に定める補助対象製品が複数該当する場合、その合計額は120万円を上限とします。

また、高効率空調をはじめとする高効率省エネ設備機器の設置については、高性能建材を活用した改修に係る補助金額の合計以下とします。

なお、補助対象となる製品は未使用品とします。

補助対象製品		単位	補助金の上限額(円)
高性能建材		1戸	1,200,000
設備機器 高効率省エネ	高効率空調機器	1台	50,000
	高機能換気設備	1台	100,000
	高効率照明機器	1台	3,500
	高効率給湯機器	1戸	130,000

※ 複数該当する場合、その合計額は120万円を上限とする。

(2)高性能建材の補助対象経費の算定

ア 補助対象経費の算定基準

高性能建材の補助対象経費は、イに定める各改修部位の施工面積にウに定める基準単価を乗じた金額の合計とします。

$\text{補助対象経費(円)} = \text{A) 施工面積(m}^2\text{)} \times \text{B) 基準単価(円/m}^2\text{)}$
---

なお、基準単価を用いて算出した補助対象経費は、補助対象となる高性能建材の設置費用(見積書による補助対象製品の購入費・取付費及びその取付費に必要な部材と取り付け費等)\*を上限とします。また、申請者又は申請者と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を上限とします。

※ 補助対象経費、補助対象経費外の詳細は「福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助金 Q&A」を参照すること。

イ 施工面積(小数点第3位を切捨て)

改修部位・改修工法		施工面積(小数点第3位切捨て)
断熱材	天井	平面図を真上から見て、水平投影 <sup>※1</sup> した天井の合計面積
	外壁	外気に接する壁の長さ、外壁の高さ(2.4m <sup>※2</sup> )と壁比率(0.75 <sup>※3</sup> )を乗じた合計面積
	床	改修を行う床の合計面積 <sup>※4</sup>
窓	カバー工法窓取付・外窓交換・内窓取付	導入予定の窓(サッシ)の幅(W)×高さ(H)で求めた面積の合計
	ガラス	
	ガラス交換	導入予定のガラスの幅(W)×高さ(H)で求めた面積の合計

※1 屋根断熱の場合も、勾配を考慮せず天井の水平投影面積とする(平面図の天井の求積図により算出)。

※2 外壁の各階高さは一律2.4mとする。

※3 開口部の面積を引いた外壁の面積を外壁全体の面積で除したものとし、一律0.75とする(開口部は玄関ドア、窓、換気口等を含む)。

※4 基礎断熱においても、改修する床の合計面積を算出すること。

### ウ 基準単価

補助対象製品のグレード及び改修部位ごとに定めた下記 a～c に示す単価をいう。断熱材は熱伝導率（λ 値）、窓・ガラスは熱貫流率（U 値）により設定します。なお、異なるグレードの断熱材を2層以上重ね貼りする場合は、優先順位（D1＞D2＞D3＞D4）として一つの基準単価のみを適用して下さい。

#### a 断熱材

単位：(円/㎡)

グレード (λ 値)	基準単価		
	天井	外壁	床
D1 (0.022以下)	5,000	7,000	7,500
D2 (0.023～0.032)	4,000	6,000	6,500
D3 (0.033～0.041)	3,000	5,000	5,500
D4 (0.042以上)	2,000	—	—

#### b 窓・ガラス

単位：(円/㎡)

窓の改修				ガラスの改修	
カバー工法窓取付・外窓交換 (樹脂又はアルミ樹脂複合等)		内窓取付		ガラス交換	
グレード (Uw値)	基準単価	グレード (Uw値)	基準単価	グレード [Uw値]	基準単価
W1 (1.30以下)	60,000	W5 (2.33以下)	30,000	G1 [1.5以下]	30,000
W2 (1.31～1.60)	55,000				
W3 (1.61～1.90)	50,000				
W4 (1.91～2.33)	40,000				

#### c 玄関ドア

補助率	補助上限額
見積書の金額と15万円のいずれか低い額の1/3	50,000円



### (3)高効率省エネ設備機器の補助対象経費の算定

補助対象経費は、補助対象となる高効率省エネ設備機器の設置費用（見積書による補助対象製品の購入費・取付費及びその取付費に必要な部材と取り付け費等）※を上限とします。また、申請者又は申請者と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を上限とします。

※ 補助対象経費、補助対象経費外の詳細は「福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助金 Q&A」を参照すること

### ⑥その他

適用期間中であっても、補助予定額に達した場合は、募集を終了します。

## 2 補助金交付申請から交付までの流れ

補助金の申請から交付までの流れは、次ページのとおりです。

申請、報告の手続きは、窓口（福岡県庁建築都市部住宅計画課 住環境整備係）へ直接持参、郵送又は県簡易申請システムによるオンラインにて、申請をお願いします。

なお、申請の際は、「【別添様式1-1】申請書類確認表」の「確認欄」に、添付する書類をチェックした上で提出をお願いします。

また、その他知事が必要と認める書類として「（参考様式）補助金交付申請方法整理表」の提出の他、代理の方が手続きの提出等を行われる場合は、委任状の提出をお願いします。（参考様式を参照下さい。）

※工事の着工の前に、必ず申請を行い、交付決定の通知を受け取ってから着工して下さい。交付決定通知の前に、着工した場合、補助金を受け取ることができません。

※完了実績報告は、工事が完了した日から30日を経過した日までに行ってください。年度末は、30日を経過した日までであっても3月15日までに行ってください。期限までに完了実績報告書の提出ができない場合は、補助金を受け取ることができません。

※3月20日までに修正内容の確認ができない場合は支払いができませんので、ご注意ください。

※郵送で申請される際は、発送の際、その旨申請窓口へご連絡をお願いいたします。なお、申請窓口より申請者に対して申請書類が到達した旨の連絡は行いませんので、申請者の責任において簡易書留等の受領記録が取れる方法にて送付してください。

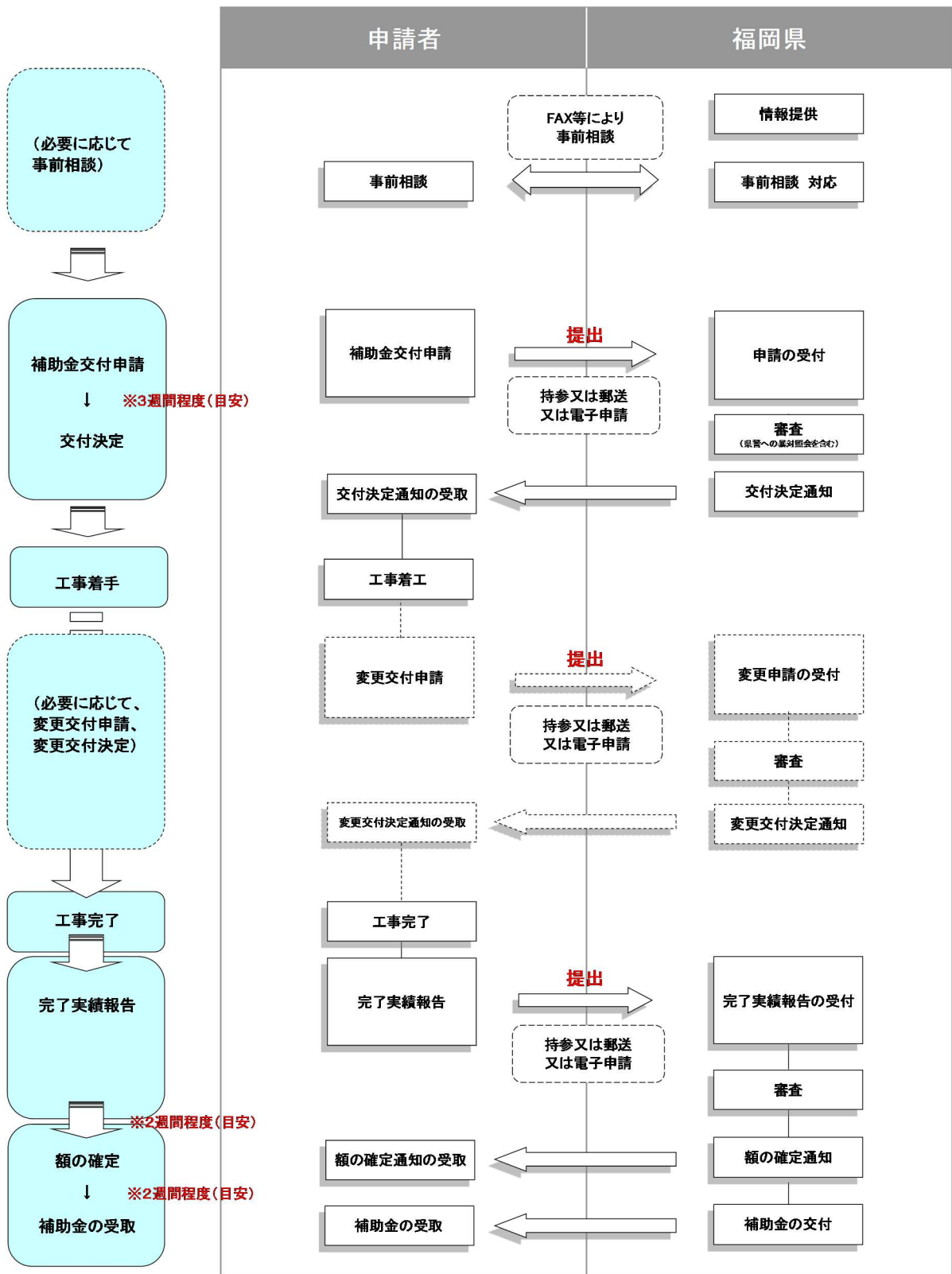
・申請書類に不備がある場合は、交付申請を受け付けたことにはなりません。

・不備に対するご返答が1週間以内に無い場合、申請書類を着払いにて返送させていただきます。

・必要に応じて、窓口より連絡を行いますので、必ず日中に連絡の取れる連絡先（電話番号）がわかるようお願いいたします。

※インターネットで申請される際は、県簡易申請システム「ふくおか電子申請サービス」をご利用ください。

◇補助金交付申請から交付までの流れ(フロー図)



- ※工事の着工の前に、必ず申請を行い、交付決定の通知を受け取ってから着工して下さい。交付決定通知の前に、着工した場合、補助金を受け取ることができません。
- ※完了実績報告は、工事が完了した日から30日を経過した日までに行ってください。年度末は、30日を経過した日までであっても3月15日までに行ってください。期限までに完了実績報告書の提出ができない場合は、補助金を受け取ることができません。
- ※3月20日までに修正内容の確認ができない場合は補助金の支払いができません。
- ※郵送の場合は、申請者の責任において簡易書留等の受領記録が取れる方法にて送付してください。
- ※県簡易申請システムによるオンライン申請も可能です。

①補助金交付申請

受付は、福岡県建築都市部住宅計画課住環境整備係で行います。

必要な書類は、県のホームページからダウンロードできます。

1) 交付申請書の提出

工事の着工の前に、交付申請書を窓口へ提出して下さい。必要な書類は次の通りです。

(要綱第8条、別表第5)

○：全員提出 △：該当者のみ提出

申請書類	留意事項	提出
申請書類確認表【様式1-1】		○
総括表(別添様式1)、明細書(別添様式2)		○
工事見積書、工事請負契約書又は請書(内訳明細が付いたもの)の写し	補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの	○
平面図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図	○
姿図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した姿図	△
求積図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した求積図 (P.7「イ 施工面積」が確認できるもの)	○
改修前写真	既存住宅の全景及び補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真	○
住民票の写し ※本籍地の記載不要 ※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの	自身が常時居住する住宅であるか確認できるもの(改修後に転居する場合は、実績報告時に添付すること)	△
建物登記事項証明書	補助対象工事を行う建物の所有者が確認できるもの(改修後に転居する場合は、実績報告時に添付すること)	△
新耐震基準を満たしていることが確認できる書類	・S56.6.1以降に適法に建てられたことが確認できるもの ・S56.5.31以前に建てられたが、耐震診断の上部構造評定が1.0以上のもの	△
高効率空調機器の要件が確認できる書類	補助対象住宅内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して30%以上の省エネ効果が得られるもの	△

高機能換気設備の要件が確認できる書類	補助対象住宅内に設置するものであり、平時に活用するものであり、次の(a)～(c)の要件をすべて満たすもの (a) 全熱交換器 (JIS B 8628 に規定されるもの) であること (b) 必要換気量 (1人当たり毎時 30m <sup>3</sup> 以上) を確保すること (c) 熱交換率 40%以上 (JIS B 8639 で規定) であること	△
高効率照明機器の要件が確認できる書類	調光制御機能を有する LED に限る	△
高効率給湯機器の要件が確認できる書類	従来の給湯機器等に対して 30%以上省エネ効果が得られるもの	△
個別エネルギー計算書		△
UA 値・ $\eta$ AH 値・ $\eta$ AC 値算出計算書		△
玄関ドアの要件が確認できる書類		△
通帳の写し	債権者登録申出書に記載された金融機関名、口座名義人、支店名、口座番号が確認できるもの	△
その他知事が必要と認める書類	補助金交付申請情報整理表	○
	委任状 等	△

※提出された書類は返却しませんので、必ず控えをご準備いただき、大切に保管して下さい。

※「新耐震基準を満たしていることが確認できる書類」は、耐震診断報告書の表紙、調査物件全景・概要、調査結果表、補強計画の概要が分かる資料等の添付をお願い致します。

なお、市町村が実施している耐震改修費補助制度を利用された場合は、市町村の交付決定通知書の写しの添付でも可とし、実績報告の際には、市町村の補助金額額確定通知書の写しを添付して下さい。

## 2) 交付決定通知書の送付

申請内容の審査の結果、補助金の交付要件を満たしている場合には、補助金交付決定通知書を申請者宛に通知します。

※必ず事前に申請を行い、交付決定通知を受け取ってから、着工して下さい。

## ② 変更交付申請

補助金交付決定通知書を受け取った後に、申請内容の変更が生じる場合には、速やかに補助金変更交付申請書を窓口へ提出して下さい。

必要な書類は次の通りです。(要綱第10条、別表第6)

### 1) 変更交付申請書の提出

○：全員提出 △：該当者のみ提出

申請書類	留意事項	提出
変更申請書類確認表【様式1-2】		○
総括表(別添様式1)、明細書(別添様式2)		○
工事見積書、工事請負契約書又は請書(内訳明細が付いたもの)の写し	変更後の補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの	○
平面図	変更後の補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図	△
姿図	変更後の補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した姿図	△
求積図	変更後の補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した求積図	△
改修前写真	補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真(変更に係る部位に限る。)	△
高効率空調機器の要件が確認できる書類	補助対象住宅内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して30%以上の省エネ効果が得られるもの(変更に係る機器に限る。)	△
高機能換気設備の要件が確認できる書類	補助対象住宅内に設置するものであり、平时に活用するものであり、次の(a)～(c)の要件をすべて満たすもの(変更に係る設備に限る。) (a) 全熱交換器(JIS B 8628に規定されるもの)であること (b) 必要換気量(1人当たり毎時30m <sup>3</sup> 以上)を確保すること (c) 熱交換率40%以上(JIS B 8639で規定)であること	△
高効率照明機器の要件が確認できる書類	調光制御機能を有するLEDに限る。(変更に係る機器に限る。)	△
高効率給湯機器の要件が確認できる書類	従来の給湯機器等に対して30%以上省エネ効果が得られるもの。(変更に係る機器に限る。)	△
個別エネルギー計算書		△
UA値・ηAH値・ηAC値算出計算書		△
玄関ドアの要件が確認できる書類		△
その他知事が必要と認める書類	補助金交付申請情報整理表、委任状等	△

※変更申請書の提出がない場合、補助金の交付を受けられないことがあります。

※変更の内容によっては、変更申請が不要の場合もありますので、まずは窓口へご相談下さい。

## 2) 変更交付決定通知書の送付

変更申請内容の審査の結果、補助金の交付要件を満たしている場合には、補助金変更交付決定通知書を申請者宛に通知します。

## ③完了実績報告

工事が完了したときは、完了実績報告書を窓口へ提出して下さい。

完了実績報告は、工事が完了した日から30日を経過した日までに行ってください。年度末は、30日を経過した日までであっても3月15日までに行ってください。期限までに完了実績報告書の提出ができない場合は、補助金を受け取ることができません。

必要な書類は次の通りです。(要綱第10条、別表第4)

### 1) 完了実績報告書の提出

○：全員提出 △：該当者のみ提出

添付書類	留意事項	提出
実績報告書類確認表【様式1-3】		○
総括表（別添様式3）、明細書（別添様式4）	建物概要、改修工事内容、改修金額の実績が確認できるもの	○
実績報告確認写真	補助対象工事を行う部分毎の工事完了時（工事完了後に隠蔽される部分は工事中）の写真	○
工事に要した費用に係る領収書の写し		○
工事請負契約書又は請書の写し		○
工事見積書（内訳明細が付いたもの）の写し	補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの	○
出荷証明書・施工証明書		○
平面図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図	△
姿図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した姿図	△
求積図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した求積図	△
住民票の写し ※本籍地の記載不要 ※個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの	自身が常時居住する住宅であるか確認できるもの（申請時点で確認できない場合）	△
建物登記事項証明書	補助対象工事を行う建物の所有者が確認できるもの（申請時点で確認できない場合）	△
設置・引き渡し完了証明書		○
その他知事が必要と認める書類	委任状 等	△

## ④補助金の額の確定

実績報告書の内容を審査の結果、補助金の交付要件を満たしている場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書を申請者宛に通知します。

なお、3月20日までに修正内容の確認ができない場合は支払いができませんので、ご注意ください。

⑤補助金の交付

補助金の額の確定をした後、県から申請者へ、指定された申請者名義の口座に補助金を振り込みます。

⑥その他

※取消しが生じた場合や予定期日までに工事が終わらない場合は、すみやかに窓口までご相談下さい。

※補助事業に関する書類（申請書類の控えや県からの通知書等）は、工事完了後、5年間大切に保管して下さい。

### 3 申請書類等の確認表・チェックシート

#### ①申請書類確認表(様式1-1)

【様式1-1】

福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助事業

#### 申請書類確認表

申請者氏名：(署名)

NO.	申請書類	留意事項	確認欄	
			申請者	受付
1	申請書類確認表【様式1-1】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	補助金交付申請書(様式第1号)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	総括表(別添様式1)	建物概要、改修工事内容、改修金額が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	明細書(別添様式2)	総括表(別添様式1)の記載の根拠となるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	工事見積書、工事請負契約書又は請書(内訳明細が付いたもの)の写し	補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	平面図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	姿図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した姿図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	求積図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した求積図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	改修前写真	既存戸建て住宅の全景及び補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	住民票の写し ※本籍地の記載不要 ※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの	自身が常時居住する住宅であるか確認できるもの 改修後に転居する場合は、実績報告時に添付すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	建物登記事項証明書	自身が常時居住する住宅であるか確認できるもの。 改修後に転居する場合は、実績報告時に添付すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	新耐震基準を満たしていることが確認できる書類	・S56.6.1以降に適法に建てられたことが確認できるもの ・S56.5.31以前に建てられたが、耐震診断の上部構造評定が1.0以上のもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	高効率空調機器の要件が確認できる書類	施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して30%以上の省エネ効果が得られるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	高機能換気設備の要件が確認できる書類	対象施設内に設置するものであり、平時に活用するものであり、次の(a)～(c)の要件をすべて満たすもの (a) 全熱交換器(JIS B 8628 に規定されるもの)であること (b) 必要換気量(1人当たり毎時30㎡以上※)を確保すること (c) 熱交換率40%以上(JIS B 8639 で規定)であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	高効率照明機器の要件が確認できる書類	調光制御機能を有するLEDに限る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	高効率給湯機器の要件が確認できる書類	従来の給湯機器等に対して30%以上省エネ効果が得られるもの。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	個別エネルギー計算書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	U <sub>A</sub> 値・η <sub>AH</sub> 値・η <sub>AC</sub> 値算出計算書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	玄関ドアの要件が確認できる書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	通帳の写し	債権者登録申出書に記載された金融機関名、口座名義人、支店名、口座番号が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	その他知事が必要と認める書類	補助金交付申請情報整理表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		委任状 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



②変更申請書類確認表(様式1-2)

【様式1-2】

福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助事業

変更申請書類確認表

申請者氏名：(署名)

NO.	申請書類	留意事項	確認欄	
			申請者	受付
1	申請書類確認表【様式1-2】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	補助金変更交付申請書(様式第3号)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	総括表(別添様式1)	変更箇所含む	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	明細書(別添様式2)	変更箇所含む	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	工事見積書、工事請負契約書又は請書(内訳明細が付いたもの)の写し	変更後の補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	平面図	変更後の補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	姿図	変更後の補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した姿図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	求積図	変更後の補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した求積図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	改修前写真	補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真(変更に係る部位に限る。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	高効率空調機器の要件が確認できる書類	対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して30%以上の省エネ効果が得られるもの(変更に係る部位に限る。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	高機能換気設備の要件が確認できる書類	対象施設内に設置するものであり、平時に活用するものであり、次の(a)～(c)の要件をすべて満たすもの(変更に係る機器に限る。) (a) 全熱交換器(JIS B 8628 に規定されるもの)であること (b) 必要換気量(1人当たり毎時30m <sup>3</sup> 以上)を確保すること (c) 熱交換率40%以上(JIS B 8639 で規定)であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	高効率照明機器の要件が確認できる書類	調光制御機能を有するLEDに限る(変更に係る機器に限る。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	高効率給湯機器の要件が確認できる書類	従来の給湯機器等に対して30%以上省エネ効果が得られるもの(変更に係る機器に限る。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	個別エネルギー計算書	変更箇所含む	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	U <sub>A</sub> 値・η <sub>AH</sub> 値・η <sub>AC</sub> 値算出計算書	変更箇所含む	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	玄関ドアの要件が確認できる書類	変更箇所含む	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	その他知事が必要と認める書類	補助金交付申請情報整理表、委任状 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③実績報告書類確認表(様式1-3)

【様式1-3】

福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助事業

実績報告書類確認表

申請者氏名: (署名)

NO.	申請書類	留意事項	確認欄	
			申請者	受付
1	申請書類確認表【様式1-3】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	完了実績報告書(様式第5号)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	総括表(別添様式3)	建物概要、改修工事内容、改修金額の実績が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	明細書(別添様式4)	総括表(別添様式3)の記載の根拠となるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	実績報告確認写真	補助対象工事を行う部分毎の工事完了時(工事完了後に隠蔽される部分は工事中)の写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	工事に要した費用に係る領収書の写し		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	工事請負契約書又は請書の写し		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	工事見積書(内訳明細が付いたもの)の写し	補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	出荷証明書・施工証明書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	平面図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	姿図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した姿図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	求積図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した求積図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	住民票の写し ※本籍地の記載不要 ※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの	自身が常時居住する住宅であるか確認できるもの (申請時点で確認できない場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	建物登記事項証明書	自身が常時居住する住宅であるか確認できるもの。 (申請時点で確認できない場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	新耐震基準を満たしていることが確認できる書類	・S56.5.31以前に建てられたが、耐震診断の上部構造評定が1.0以上のもの (申請時点で確認できない場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	設置・引き渡し完了証明書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	その他知事が必要と認める書類	委任状 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④総括表(別添様式1)

別添様式1

**総括表**

※□の箇所は、該当項目に■を付ける

**<住宅の概要>**

工法  木造(軸組工法)  木造(枠組壁工法)  S造  RC造  SRC造  
 その他 ( )

延べ床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> (小数点第2位まで、3位切捨て)

床面積 1F \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 2F \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 3F \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> (地下 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>)

補助対象床面積合計 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> (小数点第2位まで、3位切捨て)

改修率 \_\_\_\_\_ % (小数点第1位を切捨て)

地域区分 \_\_\_\_\_

**<エネルギー計算>**

早見表を使用する  個別計算をする

部 位 数 \_\_\_\_\_ 部 位 \_\_\_\_\_

組 合 せ 番 号 \_\_\_\_\_

※エネルギー計算結果早見表を使用しない  
(個別計算)場合は、福岡県住宅計画課に事前相談すること。

基礎断熱有り  
↑基礎断熱改修を行う場合は選択すること

**<補助金交付申請額の算出>**

※「明細書」を先に入力してください。

**【高性能建材】**

・明細書にある<補助対象経費の算出>を基に、改修部位ごとの補助対象経費の合計を下表に入力すること。

建材名	補助対象経費(円)	
断熱材	計	円
窓	計	円
ガラス	計	円
玄関ドア	計	円
高性能建材の補助対象経費合計(A)	計	円 A
補助率による計算(B) [(A)÷3] ※1,000円未満切捨て	計	円 B
高性能建材の適用補助算定額(C) ※(B)又は120万円のいずれか低い金額	計	円 C

**<明細書で建材ごとに算出された上記、補助対象経費について>**

※該当する項目に■を付ける

見積書の補助対象経費より低い

見積書の補助対象経費より高い

①見積書の補助対象経費を総括表の該当する箇所に入力して下さい。

②見積書を提出して下さい。

**【設備】**

・明細書にある<補助対象経費の算出>を基に、設備の申請額を下表に入力すること。

設備名	補助申請額	
高効率空調機器	計	円
高機能換気設備	計	円
高効率照明機器	計	円
高効率給湯機器	計	円
設備の補助申請額の合計(D)	計	円 D
設備の適用補助算定額(E) ※(C)又は(D)のいずれか低い金額	計	円 E

!【様式第1号 交付申請書】の「1. 補助金交付申請額」に転記して下さい。

補助金交付申請額(F) [(C)+(E)]	計	円 F
-----------------------	---	-----

⑤明細書【断熱材】(別添様式2)

別添様式2

**明 細 書 【 断 熱 材 】**

・求積表番号は求積表との整合性をとり、入力して下さい。

※複数枚に及ぶ場合  
( / ページ)

部位	求積表 番号	構成	種別	登録番号	メーカー名	製品名	グレード	熱伝導率 (λ値)	厚み (mm)	熱抵抗値 (R値)	合計 熱抵抗値	施工面積(m <sup>2</sup> )
天井		一層目										m <sup>2</sup>
		二層目										m <sup>2</sup>
		一層目										m <sup>2</sup>
		二層目										m <sup>2</sup>
		一層目										m <sup>2</sup>
		二層目										m <sup>2</sup>
外壁		一層目										m <sup>2</sup>
		二層目										m <sup>2</sup>
		一層目										m <sup>2</sup>
		二層目										m <sup>2</sup>
		一層目										m <sup>2</sup>
		二層目										m <sup>2</sup>
床		一層目										m <sup>2</sup>
		二層目										m <sup>2</sup>
		一層目										m <sup>2</sup>
		二層目										m <sup>2</sup>
		一層目										m <sup>2</sup>
		二層目										m <sup>2</sup>

<補助対象経費の算出>

部位	求積表 番号	グレード	施工面積(m <sup>2</sup> )	x	補助単価(円)	補助対象経費(円)	補助対象経費の合計(円)
天井			m <sup>2</sup>	x	円	円	<b>0</b> 円
			m <sup>2</sup>	x	円	円	
			m <sup>2</sup>	x	円	円	
外壁			m <sup>2</sup>	x	円	円	<b>0</b> 円
			m <sup>2</sup>	x	円	円	
			m <sup>2</sup>	x	円	円	
床			m <sup>2</sup>	x	円	円	<b>0</b> 円
			m <sup>2</sup>	x	円	円	
			m <sup>2</sup>	x	円	円	
<b>合計</b>							<b>0</b> 円

地域区分



⑤明細書【ガラス】(別添様式2)

別添様式2

**明 細 書 【 ガ ラ ス 】**

・窓番号は平面図、ガラス番号は姿図との整合性をとって入力して下さい。

※複数枚に及ぶ場合

改修工法 ガラス交換

( / ページ)

平面図の 窓番号	姿図の ガラス 番号	登録番号	メーカー名	製品名 (シリーズ名)	グレード	ガラスサイズ(mm)		面積(m <sup>2</sup> ) (a)	枚数 (b)	面積計 (a)×(b)
						幅(W)	高さ(H)			
						x				
						x				
						x				
						x				
						x				
						x				
						x				
						x				
						x				
						x				
						x				
						x				
						x				
						x				
						x				
						x				
						x				
						x				
						x				
計									0	0.00

<補助対象経費の算出>

改修工法	グレード	施工面積(m <sup>2</sup> )	x	補助単価(円)	補助対象経費(円)	補助対象経費の合計(円)
ガラス交換	G1	0.00	m <sup>2</sup>	x	30,000 円	0 円
<b>合計</b>						<b>0 円</b>

⑤明細書【玄関ドア】(別添様式2)

別添様式2

**明 細 書 【 玄 関 ド ア 】**

<見積書の補助対象経費>

改修工法 玄関ドア

メーカー名	商品名(シリーズ名)	開閉タイプ	断熱仕様	本体型番	適合番号	金額(円) [税抜] (①)
<b>合計</b>						<b>0</b>

<補助対象経費の算出>

玄関ドアの補助対象経費 (①の合計と15万円のいずれか低い金額)
<b>0 円</b>

⑤明細書【設備 1 - 1】(別添様式 2)

別添様式 2

明 細 書 【 設 備 】

・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合、必ず[税抜]に修正して作成して下さい。

<見積書の補助対象経費>

対象製品 高効率空調機器

費目	種目	製品型番	メーカー名	金額(円) [税抜] (補助対象経費②)
設備費				①
工事費			工事費計	
<b>補助対象経費(①/3)</b>				<b>0</b> ②

<補助対象経費の算出>

対象製品	台数	x	補助単価(円)	補助対象経費(円)③	補助申請額 (②と③のいずれか低い金額)
高効率空調機器	0	台	x	50,000 円	0 円
<b>合計</b>					円

<見積書の補助対象経費>

対象製品 高機能換気設備

費目	種目	製品型番	メーカー名	金額(円) [税抜] (補助対象経費⑤)
設備費				④
工事費			工事費計	
<b>補助対象経費(④/3)</b>				<b>0</b> ⑤

<補助対象経費の算出>

対象製品	台数	x	補助単価(円)	補助対象経費(円)⑥	補助申請額 (⑤と⑥のいずれか低い金額)
高機能換気設備	0	台	x	100,000 円	0 円
<b>合計</b>					円

⑤明細書【設備1-2】(別添様式2)

別添様式2

**明 細 書 【 設 備 】**

・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合、必ず[税抜]に修正して作成して下さい。

**<見積書の補助対象経費>**

**対象製品** 高効率照明機器

費目	種目	製品型番	メーカー名	金額(円)[税抜] (補助対象経費⑧)
設備費				
工事費			工事費計	
<b>補助対象経費(⑦/3)</b>				<b>0</b> ⑧

**<補助対象経費の算出>**

対象製品	台数	x	補助単価(円)	補助対象経費(円)⑨	補助申請額 (⑧と⑨のいずれか低い金額)
高効率照明機器	0台	x	3,500円	0円	円
<b>合計</b>					円

**<見積書の補助対象経費>**

**改修工法** 高効率給湯機器

費目	種目	製品型番	メーカー名	金額(円)[税抜] (補助対象経費⑩)
設備費				
工事費			工事費計	
<b>補助対象経費(⑩/3)</b>				<b>0</b> ⑩

**<補助対象経費の算出>**

対象製品	台数	x	補助単価(円)	補助対象経費(円)⑪	補助申請額 (⑩と⑪のいずれか低い金額)
高効率給湯機器	0台	x	130,000円	0円	円
<b>合計</b>					円



⑥総括表（別添様式3）

別添様式3

総括表

<住宅の概要>

延べ床面積  m<sup>2</sup>（小数点第2位まで、3位切捨て）

床面積 1F  m<sup>2</sup> 2F  m<sup>2</sup> 3F  m<sup>2</sup>（地下  m<sup>2</sup>）

補助対象床面積合計  m<sup>2</sup>（小数点第2位まで、3位切捨て）

改修率  %（小数点第1位を切捨て）

地域区分  部位数  組み合わせ番号

<補助金交付算定額の算出>

※「明細書」を先に入力すること

【高性能建材】

・明細書にある「補助対象経費の算出」を基に、改修部位ごとの補助対象経費の合計を下表に入力すること。

建材名	計	補助対象経費(円)	
断熱材	計	0	円
窓	計	0	円
ガラス	計	0	円
玄関ドア	計	0	円
高性能建材の補助対象経費合計(A)	計		円 A
補助率による計算(B) [(A)÷3] ※1,000円未満切捨て	計		円 B
高性能建材の適用補助算定額(C) ※(B)又は120万円のいずれか低い金額	計		円 C

【設備】

・明細書にある「補助対象経費の算出」を基に、設備の申請額を下表に入力すること。

設備名	計	補助申請額	
高効率空調機器	計	0	円
高機能換気設備	計	0	円
高効率照明機器	計	0	円
高効率給湯機器	計	0	円
設備の補助申請額の合計(D)	計		円 D
設備の適用補助算定額(E) ※(C)又は(D)のいずれか低い金額	計		円 E

補助金交付算定額(F) [(C)+(E)]		0	円 F
-----------------------	--	---	-----

交付決定通知書の補助金の額(G)			円 G
------------------	--	--	-----

↓【様式第5号 完了実績報告書】の「3. 補助金実績額」に転記して下さい。

実績報告の補助金の額 ※(F)又は(G)のいずれか低い金額		0	円
----------------------------------	--	---	---

⑦明細書【断熱材】(別添様式4)

別添様式4

明 細 書 【 断 熱 材 】

・求積表番号は求積表との整合性をとり、入力して下さい。

※複数枚に及ぶ場合  
( / ページ)

部位	求積表 番号	構成	種別	登録番号	メーカー名	製品名	グレード	熱伝導率 (λ値)	厚み (mm)	熱抵抗値 (R値)	合計 熱抵抗値	施工面積 (㎡)
天井		一層目										㎡
		二層目										㎡
		一層目										㎡
		二層目										㎡
		一層目										㎡
		二層目										㎡
外壁		一層目										㎡
		二層目										㎡
		一層目										㎡
		二層目										㎡
		一層目										㎡
		二層目										㎡
床		一層目										㎡
		二層目										㎡
		一層目										㎡
		二層目										㎡
		一層目										㎡
		二層目										㎡

<補助対象経費の算出>

部位	求積表 番号	グレード	施工面積 (㎡)	x	補助単価(円)	補助対象経費(円)	補助対象経費の合計(円)
天井			㎡	x	円	円	0 円
			㎡	x	円	円	
			㎡	x	円	円	
外壁			㎡	x	円	円	0 円
			㎡	x	円	円	
			㎡	x	円	円	
床			㎡	x	円	円	0 円
			㎡	x	円	円	
			㎡	x	円	円	
<b>合計</b>							<b>0 円</b>

地域区分



⑦明細書【ガラス】(別添様式4)

別添様式4

**明 細 書【 玄 関 ド ア 】**

<見積書の補助対象経費>

改修工法 玄関ドア

メーカー名	商品名(シリーズ名)	開閉タイプ	断熱仕様	本体型番	適合番号	金額(円) [税抜] ①
<b>合計</b>						<b>0</b>

<補助対象経費の算出>

玄関ドアの補助対象経費 (①の合計と15万円のいずれか低い金額)
0 円

⑦明細書【設備1-1】(別添様式4)

別添様式4

**明 細 書【 設 備 】**

・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合、必ず[税抜]に修正して作成して下さい。

<見積書の補助対象経費>

対象製品 高効率空調機器

費目	種目	製品型番	メーカー名	金額(円) [税抜] (補助対象経費②)
設備費				
工事費	工事費計			
<b>補助対象経費(①/3)</b>				<b>0</b> ②

<補助対象経費の算出>

対象製品	台数	x	補助単価(円)	補助対象経費(円)③	補助申請額 (②と③のいずれか低い金額)
高効率空調機器	0 台	x	50,000 円	0 円	円
<b>合計</b>					円

<見積書の補助対象経費>

対象製品 高機能換気設備

費目	種目	製品型番	メーカー名	金額(円) [税抜] (補助対象経費⑤)
設備費				
工事費	工事費計			
<b>補助対象経費(④/3)</b>				<b>0</b> ⑤

<補助対象経費の算出>

対象製品	台数	x	補助単価(円)	補助対象経費(円)⑥	補助申請額 (⑤と⑥のいずれか低い金額)
高機能換気設備	0 台	x	100,000 円	0 円	円
<b>合計</b>					円

⑦明細書【設備1-2】(別添様式4)

別添様式4

明 細 書 【 設 備 】

・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合、必ず[税抜]に修正して作成して下さい。

<見積書の補助対象経費>

対象製品	高効率照明機器
------	---------

費目	種目	製品型番	メーカー名	金額(円) [税抜] (補助対象経費⑧)
設備費				
工事費			工事費計	
<b>補助対象経費(⑦/3)</b>				<b>0</b> ⑧

<補助対象経費の算出>

対象製品	台数	x	補助単価(円)	補助対象経費(円)⑨	補助申請額 (⑧と⑨のいずれか低い金額)
高効率照明機器	0 台	x	3,500 円	0 円	円
<b>合計</b>					円

<見積書の補助対象経費>

改修工法	高効率給湯機器
------	---------

費目	種目	製品型番	メーカー名	金額(円) [税抜] (補助対象経費⑩)
設備費				
工事費			工事費計	
<b>補助対象経費(⑩/3)</b>				<b>0</b> ⑩

<補助対象経費の算出>

対象製品	台数	x	補助単価(円)	補助対象経費(円)⑫	補助申請額 (⑩と⑫のいずれか低い金額)
高効率給湯機器	0 台	x	130,000 円	0 円	円
<b>合計</b>					円

#### 4 他の支援制度

リフォームに関連する補助制度をご紹介します。

最新の支援制度の状況、要件等については、各窓口へご確認ください。

※他の補助制度にて、補助を受けている（又は受ける予定）補助対象工事費に対して、既存戸建て住宅断熱改修費補助金を受け取ることはできませんので、ご注意ください。

#### ■福岡県

##### ①福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金制度

福岡県では、若年世帯・子育て世帯が既存住宅の購入や親世帯との近居・同居をする際に行う、子育てしやすい仕様、バリアフリー仕様さらに新型コロナウイルスの感染拡大を受けた「新しい生活様式」に対応するためのリノベーション工事に係る費用の一部を補助します。

※実施期間：令和3年度～令和5年度

##### ②福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金制度

福岡県では、原則、木造戸建て住宅の耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行う工事に対する助成事業を実施する市町村を通じて、助成を行います。制度の有無、助成の条件、金額等は市町村によって異なりますので、お住まいの各市町村にご確認ください。

※実施期間：令和4年度～令和6年度

##### ③住まいの安心リフォームアドバイザー派遣

###### 1)福岡県バリアフリーアドバイザー派遣制度

バリアフリー改修工事を検討されている方に対し、アドバイザー（建築士、及び、作業療法士又は理学療法士）が身体状況にあわせた住宅改造についての適切なアドバイスを行います。

ご希望があれば、どちらか一人での派遣も可能です。

費用負担は無料ですが、受付件数の制限があります。

<連絡先>

###### 住まいの安心リフォームアドバイザー派遣事務局

- ・生涯あんしん住宅（月曜休館） TEL：092-582-8061 FAX：092-582-8162
- ・（一財）福岡県建築住宅センター TEL：092-781-5169 FAX：092-715-5230

###### 2)福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度

原則として昭和56年以前に福岡県内に建築された2階建て以下の木造戸建て住宅が対象で、アドバイザーが、住宅の築年や基礎の状況、壁の位置・量、屋根の仕様等を目視で調査し、地震に対する安全性について診断を行います。

床下・小屋裏に侵入して調査する一般診断（利用者負担 6,000 円）と、床下・小屋裏には侵入せずに調査する簡易診断（利用者負担 3,000 円）から選択することができます。

<連絡先>

###### 住まいの安心リフォームアドバイザー派遣事務局

- ・生涯あんしん住宅（月曜休館） TEL：092-582-8061 FAX：092-582-8162
- ・（一財）福岡県建築住宅センター TEL：092-781-5169 FAX：092-715-5230

## ■その他の情報

### ◇ 住宅リフォーム推進協議会HP

○地方公共団体における住宅リフォームに関する支援制度検索サイト

<http://www.j-reform.com/reform-support/>

### ◇ 住まいづくりの手引き(冊子)

(発行：福岡県・北九州市・福岡市・久留米市・(一財)福岡県建築住宅センター)

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sumaitebiki.html>

## 5 住宅リフォームの減税制度

住宅リフォーム工事を行うと、要件を満たす場合は税の優遇を受けることができます。優遇を受けることができる税の種類は、次の通りです。

概要については、次のホームページに掲載されていますので、ご覧下さい。

### ◇ 国土交通省

○各税制の概要

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr2\\_000011.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html)

### ◇ 住宅リフォーム推進協議会

○リフォームの減税制度

<http://www.j-reform.com/zeisei/index.html>

### ◇ 詳しくは、各税目の担当機関窓口へお問い合わせ下さい。

	税目	担当機関
住宅ローン減税	所得税	税務署
①耐震改修	所得税【投資型】	税務署
	所得税【ローン型】	税務署
	固定資産税	市町村
②省エネ改修	所得税【ローン型】	税務署
	所得税【投資型】	税務署
	固定資産税	市町村
③バリアフリー改修	所得税【ローン型】	税務署
	所得税【投資型】	税務署
	固定資産税	市町村
①～③以外の増改築工事	所得税【ローン型】	税務署
贈与税の非課税措置	贈与税	税務署

## 6 問い合わせ窓口

### ■「断熱改修費補助事業」に関する【ご相談】【お問い合わせ】【受付窓口】

福岡県建築都市部住宅計画課住環境整備係

住 所：〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 (県庁7階)

TEL：092-643-3734 FAX：092-643-3737

MAIL：jukankyo@pref.fukuoka.lg.jp ※お問合せは、メール又はFAXでお願いします。